○厚生労働省告示第二百五十四号

あ へん法 (昭和二十九年法律第七十一号)第十一条の規定に基づき、 令和七年十月一日から令和八年九月

三十日までの期間における同条に規定する区域及び面積を次のように定めるので、 同条の規定により告示す

る。

令和七年九月二十五日

厚生労働大臣 福岡 資 麿

けし耕作者

栽

栽 培 面

積

培 区 域

なし

なし

甲種研究栽培者

栽 培 面 積

北海道名寄市

栽

培

区

域

四・五〇アール

茨城県つくば市

三・〇四アール

鹿児島県熊毛郡中種子町 長崎県長崎市

〇・七五アールルル